（知財様式8-S）

課題管理番号：

令和　年　　月　　日

独占的通常実施権等設定・移転承諾承認申請書

国立研究開発法人日本医療研究開発機構　殿

（代表者又は知的財産権の独占的通常実施権設定権限を有する者）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 研究機関名 | ： |  |
| 所属 役職 | ： |  |
| 氏名 | ： |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名／プログラム名 |  |
| 研究開発課題名 |  |
| 分担研究開発課題名（該当する場合） |  |

上記委託研究開発成果に係る知的財産権について、下記のとおり独占的通常実施権等を設定・移転の承諾をしたいので、申請します。

記

１．独占的通常実施権（注１）を設定・移転の承諾をしようとする知的財産権について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 知的財産権の種類（注２）、番号（注３）、名称（注４）及び再実施許諾をする権利付与の有無（注５） | 設定又は移転元住所、名称 | 設定又は移転を受ける者の住所、名称 |
|  |  |  |

２．承認を受ける理由（以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する）

（１）感染症有事にいち早く、安全で有効な、国際的に貢献できるワクチンを国内外に届けるという目標の達成に支障を及ぼすことがないか。

（２）当該独占的通常実施権の設定により、研究開発の成果が事業活動又は研究開発活動において効率的に活用されるか。 (産業技術力強化法第１７条に基づく観点)

（３）当該独占的通常実施権の設定が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第４１条に基づく観点）（注意事項）

（注１）特許法第７８条に規定する通常実施権、特許法第３４条の３に規定する仮通常実施権、ノウハウの実施許諾のうち、権利者が他の第三者に対して通常実施権又は通常利用権を許諾しない旨の特約が付いたものをいいます。

（注２）特許権又は特許を受ける権利、ノウハウのうち該当するものを記載してください。

（注３）当該種類に係る出願番号又は設定登録番号を記載してください。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載してください。なお、外国における権利である場合は、当該番号に国名又は機関名（国コードでも可）を併記してください。

（注４）特許権又は特許を受ける権利については発明の名称、ノウハウはノウハウの名称を記載してください。

（注５）独占的通常実施権の設定又は移転をする者が、独占的通常実施権の設定又は移転を受ける者に対し、さらに他の第三者に対して当該権利の移転又は独占的な再実施許諾をする権利を付与しているか否かについて、「あり」又は「なし」で記載してください。「あり」と記載した場合、以降の独占的な再実施許諾をする場合に都度事前承認申請を行う必要があることをご認識ください。